

全サービス共通

改定事項

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨ 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ⑫ 6④地域区分★

1. ① 感染症対策の強化

概要 【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】**R3.1.13 訪問・答申済**
- 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】R3.1.13 諸問・答申 済

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
 - 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るため、事業所における業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するたため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（金）12月11日作成 署内「更新」定

参考文献 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001/000010001/kaiou/kaino.html>

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症拡大時の業務続行ガイドライン

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容

主於內蒙古

- BCPには、**BCPによるコロナ禍の影響**と**BCPによる対応**があります。BCPによるコロナ禍の影響は、主に事業者による感染拡大による売上減少や、顧客からの需要減少による生産過剰や在庫増加などです。一方で、BCPによる対応は、感染拡大による生産停止や販売停止を防ぐための措置や、在庫管理によるリスク低減策などです。

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続力ガイドライン

- ポイント

主な内容

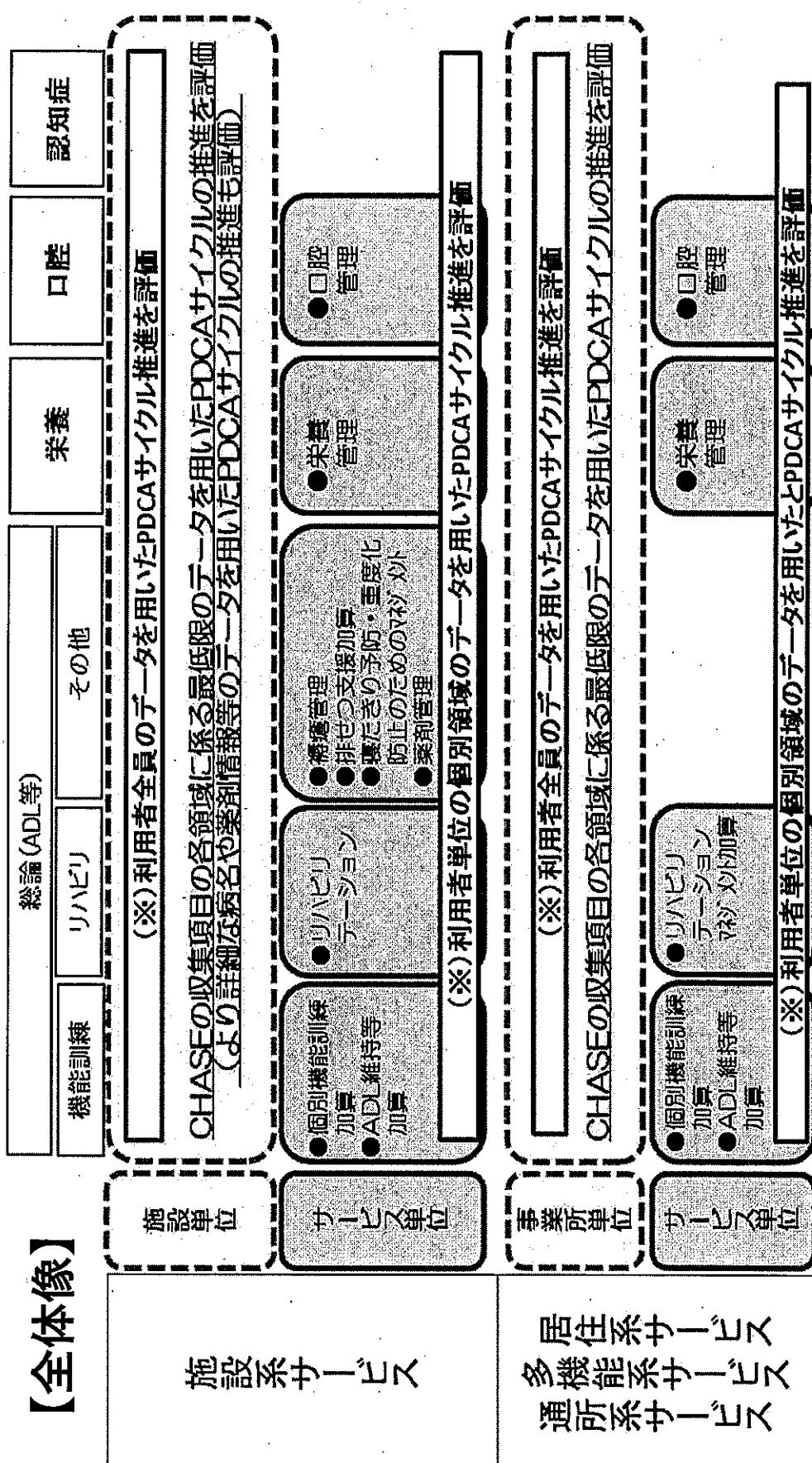
- ・介護事業者に求められる役割
・BCP作成のポイント
・介護サービス事業者による対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、等）
・自然災害発生に備えた対応
・居宅介護支援機関有事項

3.(2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進③

基準(ウ)

- <運営基準(省令)>
- サービス毎に、以下を規定。(訪問介護の例)
 - 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、法第百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施しなければならない。

【全体像】



(※) 加算等による評価の有無に問わらず、すべてのサービスにおいてCHASEによるデータの利活用を進めること

4. (1)⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮

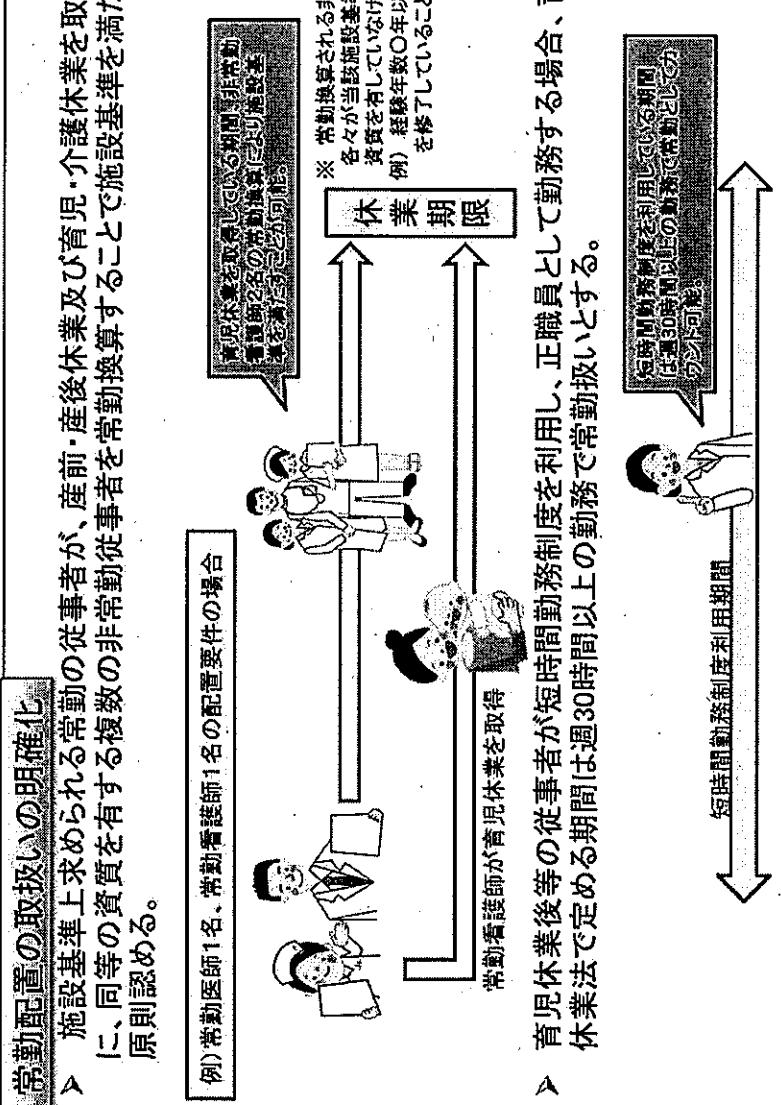
【全サービス★】

概要

- 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能な職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員に当たる各計算による報酬や基準を算定する場合に、
 - ・ 「常勤」時間勤務制度を利用して常勤勤務で「常勤」時間勤務制度を利用する場合、週30時間以上の勤務換算方法による報酬を算定する。
 - ・ 「常勤」時間勤務制度を利用して常勤勤務で「常勤」時間勤務制度を利用する場合、週30時間以上の勤務換算方法による報酬を算定する。
 - ・ 「常勤」時間勤務制度を利用して常勤勤務で「常勤」時間勤務制度を利用する場合、週30時間以上の勤務換算方法による報酬を算定する。

(参考) 医療従事者の負担軽減・人材確保について
(平成28年度診療報酬改定)

(参考) 医療従事者の負担軽減・人材確保について
(平成28年度診療報酬改定)



4.(1)⑦ ハラスメント対策の強化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることがあります。【省令改正】R3.1.13諮詢・答申済

基準

- 運営基準（省令）において、以下を規定（※訪問介護の例）
「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

(参考) ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- 職場におけるセクシアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスマントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。（パワー・ハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行（それまでは努力義務））
- 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関しては、指針において、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）において事業主に対して義務付けています。
- ① セクシアルハラスメントについて、指針において、指針に含まれることが明確化された（令和2年6月1日より）。
 - ② パワー・ハラスメントについて、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことなどが「望ましい取組」として防止対策を記載している（令和2年6月1日より）。
- ※職場におけるセクシアルハラスメント = 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるものの。

- ※職場におけるパワーハラスメント = 職場において行われる！優越的な関係を背景とした言動であって、ii 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、iii 労働者の就業環境が害されるものであり、i からiiiまでの要素を全て満たすもの。

4. (2)④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

概要 [全サービス★]

- 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】
 - ・ 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのがいダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
 - ・ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

4.(3)① 利用者への説明・同意等に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正、通知改正】
 - ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
 - イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

4.(3)② 員数の記載や変更届出の明確化

概要【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。
【通知改正】

4.(3)③ 記録の保存等に係る見直し

概要 【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。【省令改正】

R3.1.13 諒問・答申済

- 記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

4.(3)④ 運営規程等の掲示に係る見直し

概要 【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

R3.1.13 諒問・答申済

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 R3.1.13 諮問・答申済

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催すること
 - 従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ・ （※ 3年の経過措置期間を設ける。）

6. ④ 地域区分

概要

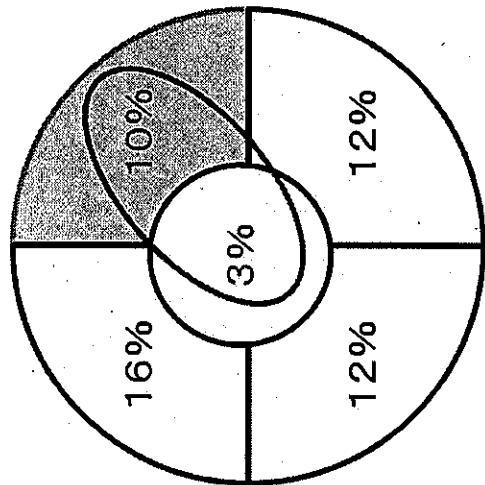
【原則】公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠する。

【特例】①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。【告示改正】
① 高い地域区分の地域に全て含まれている場合

- ※ 低い級地に含まれている場合の引き下げも可能
- ② 公務員の地域手当の設定がない（0%）地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある場合
- ※ 引き下げは、地域手当のある地域も可能
- ※ 同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断

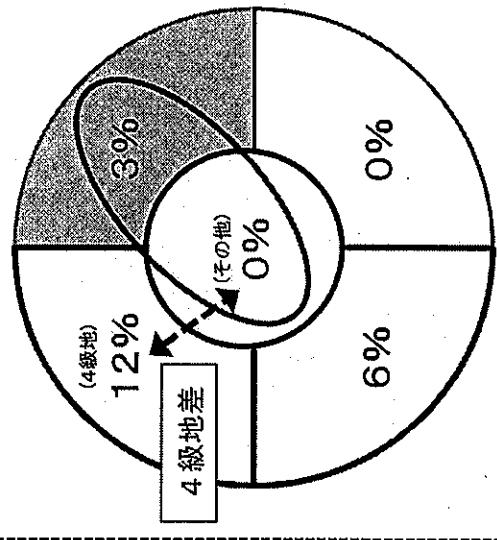
〔 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長 〕

【①に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
→ 3%を選択可

(別紙)令和3年度から令和5年度までの5年間の地域区分の適用地域